

京都市介護保険条例の一部を改正する条例(平成31年3月28日京都市条例第95号)
(保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課)

本市介護保険事業について、必要な措置を講じるため、次のとおり定めることとしました。

- 次に掲げる者について、平成31年度の保険料率を次のとおり引き下げる必要があるため、次のとおり保険料率を定めます。

対象者に係る保険料率の区分	保険料率	
	改正前	改正後
第1段階	39,600 ^円	29,700 ^円
第2段階	53,856	43,956
第3段階	59,400	57,420

- 令の一部改正に伴い、その条文を引用する本条例の規定を整備します。

この条例は、市規則で定める日から施行することとしました。ただし、第6条第3項の改正規定は公布の日から、附則第2項の規定は平成31年4月1日から施行することとしました。

京都市介護保険条例の一部を改正する条例を公布する。

平成31年3月28日

京都市長 門川 大作

京都市条例第95号

京都市介護保険条例の一部を改正する条例

京都市介護保険条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「平成30年度」を「平成31年度」に、「35,640円」を「29,700円」に改め、同条に次の2項を加える。

3 第1項の規定にかかわらず、令第39条第1項第2号に掲げる者の平成31年度の保険料率は、43,956円とする。

4 第1項の規定にかかわらず、令第39条第1項第3号に掲げる者の平成31年度の保険料率は、57,420円とする。

第6条第3項中「第22条の2第7項」を「第22条の2の2第7項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、市規則で定める日から施行する。ただし、第6条第3項の改正規定は公布の日から、次項の規定は平成31年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の京都市介護保険条例（以下「改正後の条例」という。）第4条第2項から第4項までの規定による保険料の額の通知その他保険料を徴収するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(適用区分)

3 改正後の条例の規定は、平成31年度分の保険料について適用し、平成30年度分までの保険料については、なお従前の例による。

(保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課)